

パットマンアフリエイト業務委託契約

委託者 ロボットスイング研究所 柳橋昌行（以下「甲」という）とパットマンアフリエイター（業務受託者、以下「乙」という）とは、次の条項によりパットマン業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。本契約は乙がパットマンのホームページにて業務委託登録をした時点で効力を発し、本契約に同意したものとする。

（業務の目的）

第1条 甲は、下記に定める業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。なお、本業務の詳細及び具体的遂行方法等についてはパットマンのホームページにて提示する。

- （1） ウェブアプリ・パットマンに関する広告及び紹介業務。また、それに関係する一切の業務。

（本業務内容等の変更）

第2条 甲は、自己の都合により本業務の内容を変更する必要があるときは、これを変更することができる。また、これにより契約金額等の変更を行う必要があるときは、甲の定めるところにより、これを変更する。

2. 前項に基づき本業務の内容又は契約金額等の変更が行われる場合は、甲は事前に乙に告知し、乙は変更内容を確認する。

（第三者の知的財産権等）

第3条 乙は、自己の費用と責任により、本業務の遂行及び本業務の成果を利用するに際し必要な一切の知的財産権に係る許諾、その他必要な合意、承認を取得することとする。また、本業務の遂行及び本業務の成果の利用に際し、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこととする。

2. 本業務の遂行又は本業務の成果の利用に関し、第三者の知的財産権その他の権利を侵害している、又は侵害している可能性があるとして問い合わせ、苦情、紛争等（以下、「紛争等」という。）が発生したときは、乙は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して紛争等を処理、解決するものとし、甲が被った損害についても賠償するものとする。この場合、乙は、紛争等の対処方法及び解決方法の決定について、甲と事前に協議の上対応にあたるものとし、その進捗状況を甲に連絡するものとする。但し、紛争等が専ら甲の指示・指図に起因する場合において、乙がこれらの指示等が不適切であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

（資料等の提供）

第4条 甲は、乙に対し本業務の遂行のために甲が必要と認める資料（以下、「業務資料」という。）を

パットマンのホームページにて提示する。

2. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、業務資料を複製、改変することはできない。
3. 乙は、業務資料（その複製・改変物を含む）を他の資料等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本業務遂行の目的以外に使用又は利用しない。
4. 乙は、業務資料（その複製・改変物を含む）が不要となったとき、甲が要求したとき又は本契約が終了（解除、解約の場合を含む）したときに、業務資料を速やかに破棄する。

（法令上の責任）

第5条 乙は、本業務の遂行にあたり、不当景品類及び不当表示防止法等、関連法令を遵守するものとする。

（知的財産権）

第6条 本業務の遂行の過程で発生した発明・考案等（以下、「発明等」という。）から生じた特許権（または、特許を受ける権利）・実用新案権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等（以下、総称して「特許権等」という。）が発生する場合の権利の帰属は、甲に帰属するものとする。

2. 成果物（中途成果物を含む。以下同じ）に関する著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む。）が発生する場合の権利の帰属は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、甲に帰属するものとする。
3. 乙は、著作物の利用について著作者人格権を行使しないものとする。

（手数料）

第7条 甲は、本業務の一切の対価として、乙の本業務によって獲得したユーザー1 名あたり月額 9 0 円（以下、「月額払い」という。）、または年額 7 0 0 円（以下、「年額払い」という。）の手数料（税込み）を当該ユーザーがパットマンを使用し、ユーザーが手数料の支払をしている期間、支払うものとする。但し、年額払いの場合は、当該ユーザーの支払があった月とする。

2. 各金額の設定については、甲から乙に対して、合理的な金額変更に関する理由を説明した上で、甲乙協議の上、変更することができる。

※英語版ユーザー登録で利用料を \$ 選択した場合は、月額 \$ 1. 2 5（月額払い）、または年額 \$ 1 0. 0 0（年額払い）の手数料とする。

（支払）

第8条 甲は、乙の本業務によって獲得したユーザーが支払った使用料の合計額を集計し、第 7 条に基づいて手数料を算出する。

2. 甲は、第 7 条における支払いが月額払い又は年額払いを問わず、乙の手数料が 1 万円（ドル通貨は \$ 1 0 0）を超えた翌月末日までには、その金額から送金に関する一切の手数料を差し引いた残りの金額を乙の指定する金融機関の口座に振込むことによって支払うものとする。但し、乙に日本国内の金融機関口座がない場合には、PayPal によって支払うものとし、乙は、

本契約締結前に PayPal に登録し、甲にこれを報告しなければならない。

3. 同条 2 項の支払後において発生した手数料についても、再度合計額が 1 万円（ドル通貨は \$ 1 0 0）を超えれば、同項に従い同様に支払うものとする。

（契約の解除）

- 第9条 甲又は乙は、相手方が本契約の規定に違反した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方に対し違反是正期間として 20 日の相当期間を定めて債務の本旨に基づく履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がなされない場合には、当該期間の経過をもって本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、契約を解除した者は契約を解除された者に対し、被った損害の賠償を請求することができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 本契約の規定に違反があり、当該違反の性質等に照らし、違反を是正することが困難であるとき。
 - (2) 本契約の規定に違反があり、当該違反の性質等に照らし、その後の相手方において、違反を是正しても本契約の目的を達成することが困難であるとき。
 - (3) 正当な理由なく、本契約の義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき。また、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき。
 - (6) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
 - (7) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

（損害賠償）

- 第10条 甲又は乙による本契約上の義務違反によって相手方が損害を被った場合は、損害を被った当事者は、相手方（以下、「被請求者」という。）に対して損害賠償を請求することができる。
2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とする。但し、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとする。なお、被請求者は、相手方が支出した合理的な弁護士費用その他の費用を負担するものとする。

（権利義務の移転）

- 第11条 乙は、本契約に基づき甲に対して有する権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（甲の都合による解約）

- 第12条 甲は、自己の都合によりいつでも本契約の全部又は一部を解約することができる。この場合、

甲は解約時までの乙の手数料を乙に支払うものとする。但し、解約時の時点で、乙の手数料が1万円（ドル通貨は\$100）を超えない場合は、甲から乙への手数料の支払はされないものとし、乙は、これに対して何らの異議を述べないこととする。

（乙の都合による解約）

第13条 乙は、自己の都合によりいつでも本契約の全部又は一部を解約することができる。この場合、甲は解約時までの乙の手数料を乙に支払うものとする。但し、乙の手数料が1万円（ドル通貨は\$100）を超えない場合は、前条但書と同様とする。

（守秘義務）

第14条 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約の存在、内容、成果及び本契約のアイデア、ノウハウ、データ等の甲の技術上、営業上、業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を本業務遂行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号に該当することを立証した場合は、秘密情報には含まれないものとする。

(1) 自己の責めに帰すことのできない事由により、提供の時点で既に公知であるか又は提供後に公知となった場合。

(2) 提供の時点で既に保有していた場合。

(3) 第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合。

(4) 独自に開発した場合。

3. 乙は、自己の社員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該社員又は第三者に本契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該社員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。

4. 本条の規定については、本契約の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第15条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明する。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる会社等と関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる会社等と関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用している者と関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどにしている者と関係を有すること。

- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有すること。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 甲及び乙は、相手方が前二項又は二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができる。
4. 乙は、本契約を履行するにあたり業務を委託する契約、原材料等を購入する契約その他本契約に関連する契約（以下、「関連契約」という。）の相手方（以下、「乙委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含む。）が次の各号に該当したときは、速やかに関連契約の解除その他の必要な措置を取らなければならない。
- (1) 乙委託先事業者が第一項各号に該当することが判明したとき。
 - (2) 乙委託先事業者が自ら又は第三者を利用して、第二項各号に掲げる行為をしたとき。
5. 甲は、乙が前項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができる。
6. 甲及び乙は、第三項又は前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、その賠償責任を負わないものとする。

（紛争の解決）

第16条 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、甲の本店所在地を管轄する裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（協議解決）

第17条 本契約の解釈及びその他の事項につき生じた疑義や本契約に規定のない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決をするものとする。

（準拠法）

第18条 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとする。なお、本契約は日本語にて作成された条文が有効であり、インターネット上で翻訳されている本契約の文章は参考資料とする。

2022年10月1日制定

甲 住所 神奈川県横浜市栄区飯島町 527 飯島団地 3-2-203

会社名 ロボットスイング研究所

上記代表者 柳橋 昌行